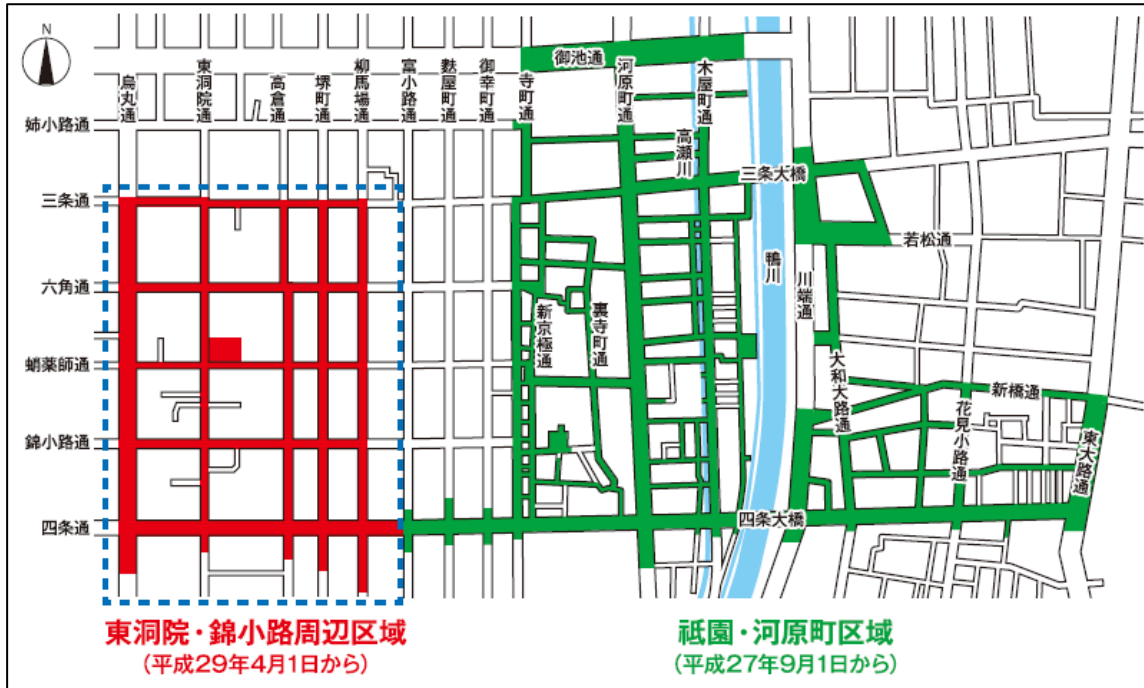


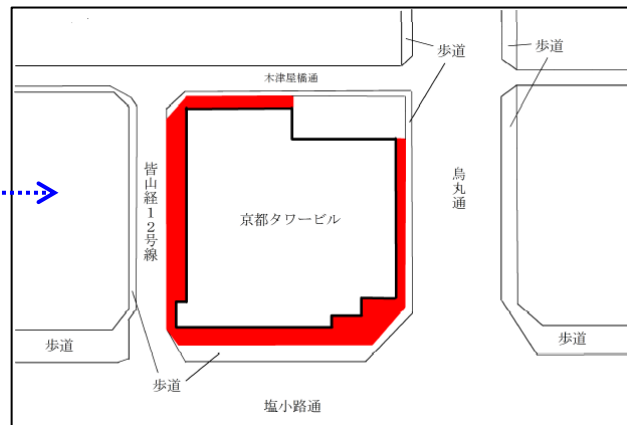
他都市の条例制定後の運用について

1. 京都市

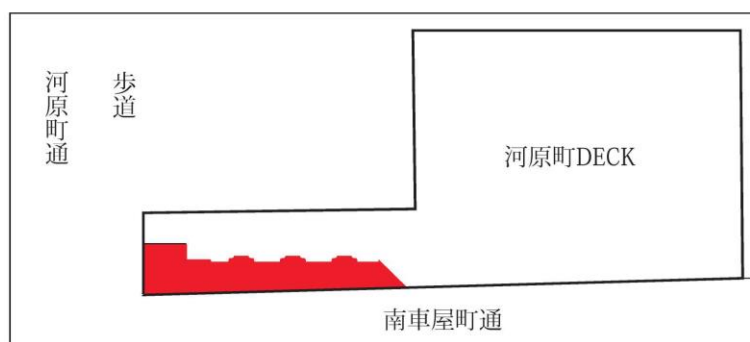
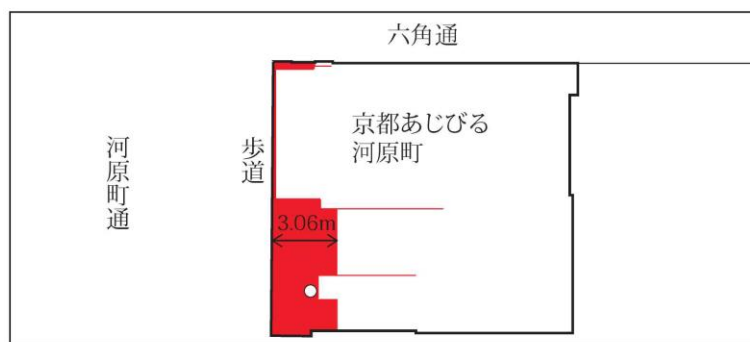
(1) 規制区域



京都タワービルの敷地内 (平成 29 年 10 月 1 日から)



京都あじびる河原町及び河原町 DECK の敷地内（平成 30 年 9 月 1 日から）



(2) 地域・警察と連携した活動

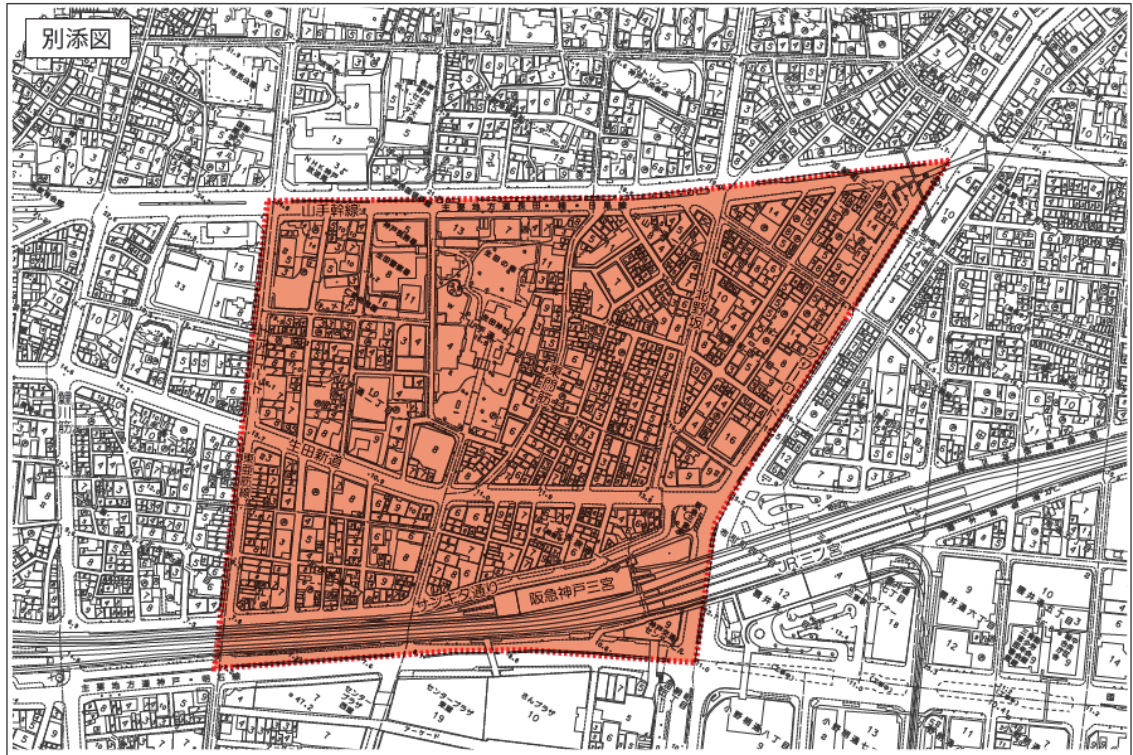
① 啓発目的のパトロールの実施（地元住民・警察・市役所の合同）

月 6 回 1 時間程度（実施主体は地域または警察・10 名程度～数十名が参加）

② 警察との合同巡回の実施（警察・市役所）

## 2. 兵庫県

### (1) 規制区域（平成 27 年 10 月から）



### (2) 指導の実績

指導等実績	指導 255 件、勧告 101 件、命令 72 件、過料 50 件、公表 21 件 ※平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日
-------	--

### (3) 地域・警察と連携した活動

- ①啓発目的のパトロールの実施（地元住民・警察・県庁・市役所の合同）  
月 1 回 1 時間程度（約 20 名が参加）
- ②啓発目的の大規模キャンペーンの実施（地元住民・警察・県庁・市役所の合同）  
年 2 回 1 時間程度（約 60 名が参加）
- ③警察との合同警戒及び巡回の実施（警察・県庁）  
概ね月 2 回 1 時間程度

### 3. 大阪市

(1) 規制区域（平成26年10月から）

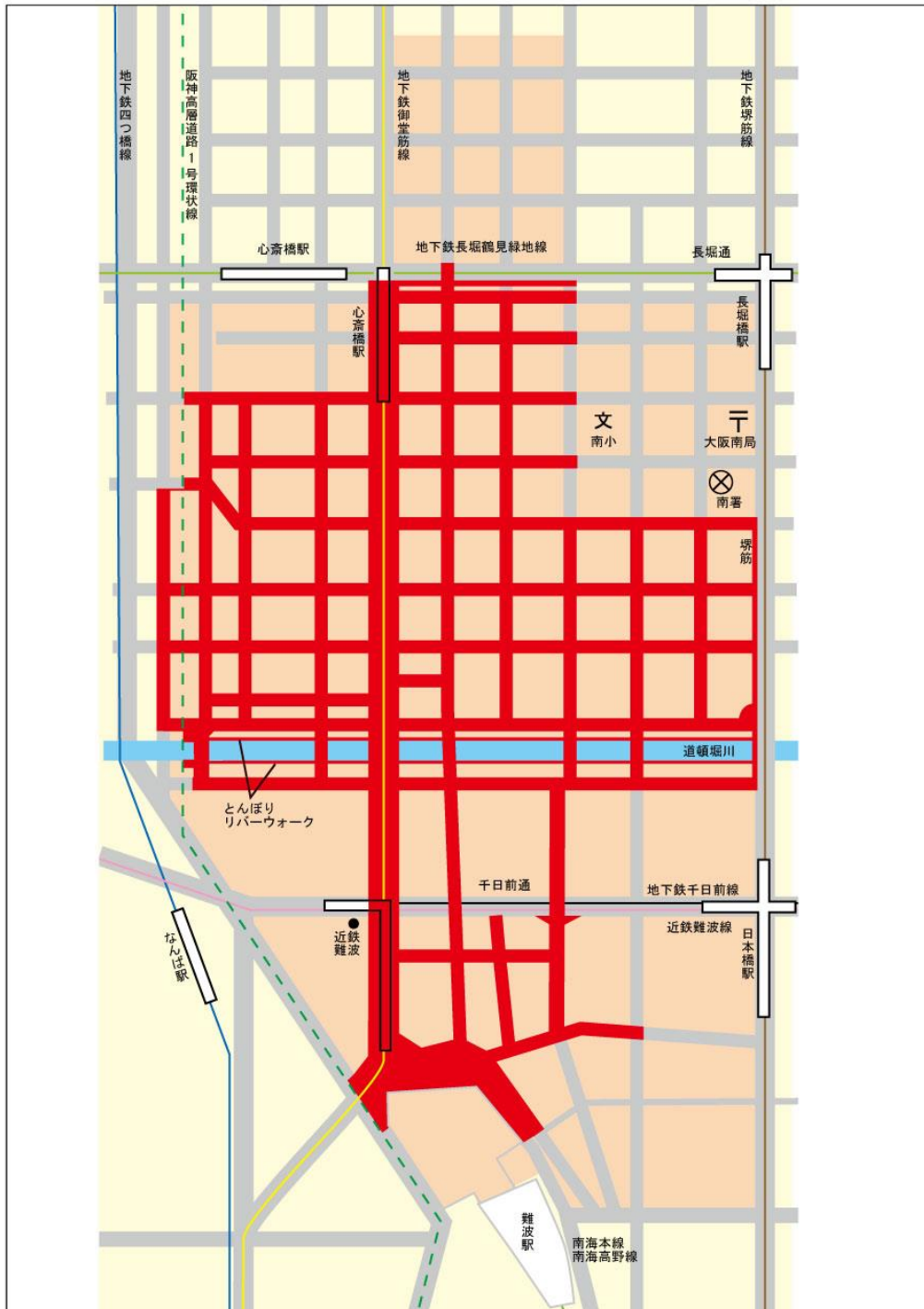
#### キタ地区（北区）の 客引き行為等適正化重点地区・客引き行為等禁止区域



重点地区：ページョ色部分（地下街を含む。）  
禁止区域：赤色部分（地下街、歩道橋を除く。）

ミナミ地区（中央区）の  
客引き行為等適正化重点地区・客引き行為等禁止区域

※西区の一部を含む。



重点地区：ベージュ色部分（地下街を含む。）

禁止区域：赤色部分（とんぼりリバーウォークを含む。地下街を除く。）

(2) 指導の体制・実績等

指導員の人数	26名（警察OBの市非常勤嘱託職員）
指導等実績	指導415件、勧告88件、命令40件、過料17件 ※平成29年度

(3) 地域・警察と連携した活動

①啓発目的のパトロールの実施（地元主体）

月1回1時間程度（ミナミ地区）※キタ地区は適宜、自主的に実施

②啓発目的のパレード（地元住民・警察・市役所の合同）

#### 4. 新宿区

(1) 規制区域（平成25年9月から）

歌舞伎町1丁目・2丁目、新宿2丁目・3丁目、西新宿1丁目

(2) 指導の体制・実績等

指導員の人数	1名（警察OBの区非常勤嘱託職員） ※別途、街頭での広報啓発活動を警備会社に委託（10名）
指導等実績	警告237件、勧告29件、過料3件 ※平成29年度

(3) 地域・警察と連携した活動

①啓発目的のパトロールの実施（商店街主体）

週3日（区役所職員も同行）

#### 5. 港区

(1) 規制区域（平成29年4月から）

区内全域

(2) 指導の体制・実績等

指導員の人数	42名（警備会社に委託）
指導等実績	指導150件、勧告9件 ※平成29年度

(3) 地域・警察と連携した活動

①啓発目的のパトロールの実施（地域団体・区役所の協働）

月1回1時間程度（六本木駅周辺、15名程度が参加）